

平成 24 年度事業計画書

自 平成 24 年 4 月 1 日
至 平成 25 年 3 月 31 日

一般社団法人 日本レコード協会

平成 24 年 3 月 30 日

目 次

[1] レコード等の普及に関すること	1～2
1. 「音楽 CD の再販制度」の維持	
2. レコードの需要拡大施策の展開	
3. 「日本ゴールドディスク大賞」の実施	
4. 有料音楽配信チャートの活用	
5. 日本音楽の海外展開の促進	
6. 大学寄附講座の開設	
7. RIAJ セミナーの開催	
8. その他	
[2] レコード等に関する調査研究およびデータの収集	2
1. 市場調査、産業統計の充実	
2. 音楽に関する消費者実態調査の実施	
[3] レコードを通じた音楽文化の保存に関すること	2
1. 歴史的音盤アーカイブ事業の推進	
2. 「文化庁芸術祭」への協力	
3. 「日本プロ音楽録音賞」の共催	
[4] 著作権および著作隣接権等の普及・啓発に関すること	2～3
1. 違法音楽配信を撲滅するための対策の強化	
2. 違法音楽配信を撲滅するための法整備の推進	
3. 「違法配信からのダウンロード違法化」等の啓発キャンペーンの実施	
4. 著作権教育活動の実施	
5. レコード保護期間」の延長に向けた活動	
6. 「私的録音録画補償金制度」の見直しを求める活動	
7. レコードの業務上の利用から適正な対価が還元される制度創設に向けた活動	
[5] レコード等に関するデータの公表	4
[6] レコード製作者に係る商業用レコードの二次使用料に関する権利行使の受任、金額の 取り決めならびに徴収および分配	4
1. 二次使用料収入確保のための検討	
2. 二次使用料実績分配の運用開始	
[7] レコードに関するレコード製作者の複製権、譲渡権および送信可能化権等ならびに実 演家の送信可能化権等に関する権利行使の受任、金額の取り決めならびに徴収および 分配	

[8] レコード製作者に係る商業用レコードの公衆への貸与に係る報酬等に関する権利行使の受任、金額の取り決めならびに徴収および分配	4
[9] 私的録音録画補償金に関する指定管理団体の構成員としての業務ならびにレコード製作者に係る当該補償金の受領および分配	4
[10] その他	4～6
1. 政府の審議会等への委員派遣および経済団体への参画等	
2. 国内・国外の団体、機関との連携活動	
3. 「レコード倫理審査会」の開催・運営	
4. 業界規格（RIS）の制定と改正	
5. “ISRC”（International Standard Recording Code）の管理機関としての活動	
6. 福祉・厚生施設へのレコード寄贈	
7. 会員社業務の集約化（シェアードサービス）	

以上

平成 24 年度事業計画書

平成 23 年は長引く不況に加え、東日本大震災という未曾有の災害に見舞われた年であった。このような状況の中でレコード等の生産・販売実績は、一昨年に続き前年を下回る結果となった。特に、有料音楽配信実績の落ち込みが大きく、統計を始めた平成 17 年以降、初めての 2 桁減となり、レコード産業成長の最大の阻害要因である違法音楽配信への対策強化並びにスマートフォンの爆発的普及に対応した音楽配信への取り組み等の施策が喫緊の課題となっている。

一方、厳しい音楽配信の状況の中でもインターネットダウンロードは数量・金額ともに前年から 20%以上成長しており、またパッケージにおいてはシングル CD・音楽ビデオも 2 桁の成長、音楽ソフト全体（オーディオレコードと音楽ビデオの合計）の生産数量は 6 年ぶりに前年を上回るなど、産業復活に向けた明るい兆しも見える。また、昨年創設した「ミュージックジャケット大賞」や、年 2 回実施した「大人の音楽キャンペーン」、支援を続けている「CD ショップ大賞」（第 4 回）などの需要拡大施策も、回を重ねるごとに広がりを見せている。

このような現状を踏まえ、当協会は、平成 24 年度において、攻めと守りの両面でより一層実効性のある施策を講じる。具体的には、平成 22 年度に打ち出した 8 項目の重点施策（①「違法音楽配信の撲滅」、②「需要拡大施策の拡大」、③「レコード製作者の権利収入の拡大と適正な分配」、④「レコード製作者の権利の確保、強化」、⑤「シェアードサービスの拡大」、⑥「著作権教育・啓発活動の充実」、⑦「シンクタンク機能の充実」及び⑧「音楽文化の維持、発展のための施策」）について更なる強化を図るとともに、以下の事業に取り組むことによってレコード産業の基盤の整備・強化を図る。

〔事業活動〕

〔1〕レコード等の普及に関すること

1. 「音楽 CD の再販制度」の維持

- （1）再販制度の弾力運用を更に推進するとともに、音楽文化発展の基盤となる再販制度の必要性を引き続き訴える。
- （2）ユーザーサービスの一環として実施している廃盤セールを年 1 回開催する。

2. レコードの需要拡大施策の展開

- （1）「CD ショップ大賞」の一層の充実・強化を図るため、昨年度（第 4 回）大賞の状況および需要拡大効果を検証した上で必要な支援を行い、店頭における音楽パッケージの需要を喚起する。
- （2）エルダー層のレコード需要を促進するため、「大人の音楽キャンペーン」等の店頭施策を積極的に実施する。
- （3）パッケージ商品の販売促進施策として高音質・高品質を訴求する「音楽物ブルーレイディスク・キャンペーン」を実施する。
- （4）音楽パッケージの魅力を訴求し需要を喚起すべく昨年創設した「ミュージックジャケット大賞」の第 2 回を実施する

(5) その他、音楽パッケージの需要拡大と販売店の店頭活性化に資する適切な施策を検討し実施する。

3. 「日本ゴールドディスク大賞」の実施

音楽業界で唯一、実績数字に基づく顕彰制度である「日本ゴールドディスク大賞」を継続して実施し、同賞の認知拡大を通じて音楽文化の維持・発展を図る。

4. 「有料音楽配信チャート」の活用

有料音楽配信チャートのあり方を抜本的に見直し、音楽配信市場の活性化を図る。

5. 日本音楽の海外展開の促進

(1) 海外への日本音楽のライセンスアウト拡大に向け、音楽産業・文化振興財団(PROMIC)主催の「東京国際ミュージックマーケット」(TIMM)に積極的に参画し、成約実績の拡大と成功事例の創出を図る。

(2) 日本音楽情報ポータルサイト「Japan Music Entertainment」のコンテンツの充実および各国の有力サイトとの連携強化を図り、同サイトの活用を促進する。

6. 大学寄附講座の開設

平成24年度も23年度に引き続き、横浜国立大学に寄附講座を開設する。

7. RIAJ セミナーの開催

会員社を対象に原則として毎月1回開催するとともに、一部テーマについては広く一般にも公開する。

8. その他

“Music J-CIS” (Music Japan-Copyright Information Service) の構成団体として、音楽権利情報データベースの充実を図る。

[2] レコード等に関する調査研究およびデータの収集

1. 市場調査、産業統計の充実

パッケージ商品及び音楽配信に関する各種産業統計データの的確な集計・分析を行い迅速に公表する。

2. 音楽に関する消費者実態調査の実施

27年目を迎える「音楽メディアユーザー実態調査」を継続実施するとともに、音楽配信の利用動向変化を適時に把握する調査を実施する。

[3] レコードを通じた音楽文化の保存に関すること

1. 歴史的音盤のアーカイブ事業の推進

国立国会図書館が行うデジタルアーカイブの保存および平成23年に同館が開始した利活用に向け、歴史的音盤アーカイブ推進協議会(HiRAC)を中心にSP盤等の音源デジタル化作業を継続する。

2. 「文化庁芸術祭」への協力

レコード部門における受付窓口として、選考申請及び審査に協力する。

3. 「日本プロ音楽録音賞」の共催

録音エンジニアの技術向上と地位確立を目指し継続実施する。

[4] 著作権および著作隣接権等の普及・啓発に関すること

1. 違法音楽配信を撲滅するための対策の強化

- (1) 動画共有サイト、携帯電話向けサイト、ストレージサービスなどにおける違法音楽配信ファイルの探索、削除要請等を一層強化する。
- (2) 中国の動画共有サイト等への対策強化に取り組む「コンテンツ海外流通促進機構(CODA)」および関係省庁との連携を強化するとともに、中国サイト関係者と当協会との関係を構築し、中国サイトにおける日本音楽の違法配信対策を強化する。
- (3) 動画共有サイトからの不正ダウンロードを支援するサービスやソフトへの対策を講ずる。
- (4) 他の音楽権利者団体及び携帯電話事業者との協力により、技術的制限を施した携帯電話専用サイトに対する違法音楽ファイルの探索を実施し、青少年向け違法情報フィルタリング、削除要請等を更に強化する。また、より効果的な対策への移行を図るため、サーバ運営事業者との協力により実施する新たな技術的対策の導入を検討する。
- (5) スマートフォンを用いた違法音楽配信の利用実態を把握し、実効性の高い対策を検討する。また、違法音楽配信の利用を助長するアプリの提供者等に対する適切な対策を実施する。
- (6) 悪質な違法行為者の告訴等を継続して実施する。
- (7) 「ファイル共有ソフトを悪用した著作権侵害対策協議会」(CCIF) の取組みに継続参加し、違法行為者に対する啓発メールによる注意喚起活動を強化する。
- (8) ファイル共有ソフトを悪用した違法行為者のうち特に悪質性の高い者に対する損害賠償請求や告訴等の対応を強化する。

2. 違法音楽配信を撲滅するための法整備の推進

違法な音楽・映像のダウンロードに対して高い効果を発揮する新たな法整備を求める活動を強力に推進する。

3. 「違法配信からのダウンロード違法化」等の啓発キャンペーンの実施

- (1) 違法音楽配信問題に関する広報、改正著作権法第 30 条の周知及び適法配信識別マーク(エルマーク)の認知拡大を図るため、啓発キャンペーン等の広報活動を強化する。
- (2) 関係他団体、他業種との連携による広報強化策を検討し実施する。

4. 著作権教育活動の実施

他団体、企業等との連携等により、若年層への著作権教育の機会を増大するなどの取組みを強化する。

5. 「レコード保護期間」の延長に向けた活動

EU における「レコード保護期間」延長の決定を踏まえ、国内外の権利者団体等と連携を取りながら、少なくとも 70 年へのレコード保護期間延長に向けた活動を継続する。

6. 「私的録音録画補償金制度」の見直しを求める活動

私的録音録画実態に則した権利者への対価還元制度とするために、他の権利者団体等と連携して活動を行う。

7. レコードの業務上の利用から適正な対価が還元される制度創設に向けた活動

実演家団体と連携して制度創設に向けた行政への働きかけを進める。

[5] レコード等に関するデータの公表

レコード産業への理解促進と産業全体のイメージ向上を図るため、機関誌、ホームページ、プレスリリース等を活用して積極的に情報発信するとともに、社会貢献活動や文化活動についても広く広報を行う。

[6] レコード製作者に係る商業用レコードの二次使用料に関する権利行使の受任、金額の取り決めならびに徴収および分配

1. 二次使用料収入確保のための検討

放送事業収入が減少傾向にある中で、安定的に二次使用料収入を確保するための新たな二次使用料算出方式の検討を行い放送事業者との協議を行うとともに、一部の未契約事業者の解消に努める。

2. 二次使用料実績分配の運用開始

平成23年度に開始した二次使用料の放送使用実績に基づく新分配方法の結果を検証し、必要に応じて、実務運用の改善と精度向上に向けた見直しを行う。

[7] レコードに関するレコード製作者の複製権、譲渡権および送信可能化権等ならびに実演家の送信可能化権等に関する権利行使の受任、金額の取り決めならびに徴収および分配

1. 放送番組のネット配信にかかる集中管理に関する取組

(1) 利用者側から集中管理の要望がある項目について、放送を基本とした集中管理範囲の拡大を検討するとともに、使用料徴収額の拡大に向けた取組みを行う。

(2) 現行使用料規程の実態に則した見直しと未整備の規定に関する検討を行う。

[8] レコード製作者に係る商業用レコードの公衆への貸与に係る報酬等に関する権利行使の受任、金額の取り決めならびに徴収および分配

1. 邦盤レコードにかかる「貸レコード使用料等」の新分配スキームの運用開始

(1) 平成24年度下期からの分配方法変更に向けて、規程類の改定と関係者に対する実務運用の周知を行う。

(2) 会員社シェアードサービスにかかるシステム構築と運用開始に向けた検証を実施する。

[9] 私的録音録画補償金に関する指定管理団体の構成員としての業務ならびにレコード製作者に係る当該補償金の受領および分配

私的録音補償金管理協会（sarah）及び私的録画補償金管理協会（SARVH）の構成団体として、私的録音録画補償金制度の円滑な運用を推進する。

[10] その他

1. 政府の審議会等への委員派遣および経済団体への参画等

文化審議会著作権分科会等へ委員を派遣するなど、外部の会議体等に積極的に参画し、意見の具申を行う。

2. 国内・国外の団体、機関との連携活動

国内の音楽関係団体並びに国際レコード産業連盟（IFPI）及びアメリカレコード協会

(RIAA) 等海外のレコード産業団体との連携と情報交換を積極的に推進する。

3. 「レコード倫理審査会」の開催・運営

レコード制作者としての社会的倫理責任を果たすため、「レコード制作基準」に則り「レコード倫理審査会」を開催・運営する。

4. 業界規格 (RIS) の制定と改正

CD 等レコード商品の表示、付属品等に関する日本レコード協会規格 (RIS) について必要な制定・改正を行う。

5. “ISRC” (International Standard Recording Code) の管理機関としての活動

音源の識別に利用される“ISRC” (国際標準レコーディングコード) の国内登録管理機関として、普及・管理に関する活動やコードの申請受付・交付等を行う。

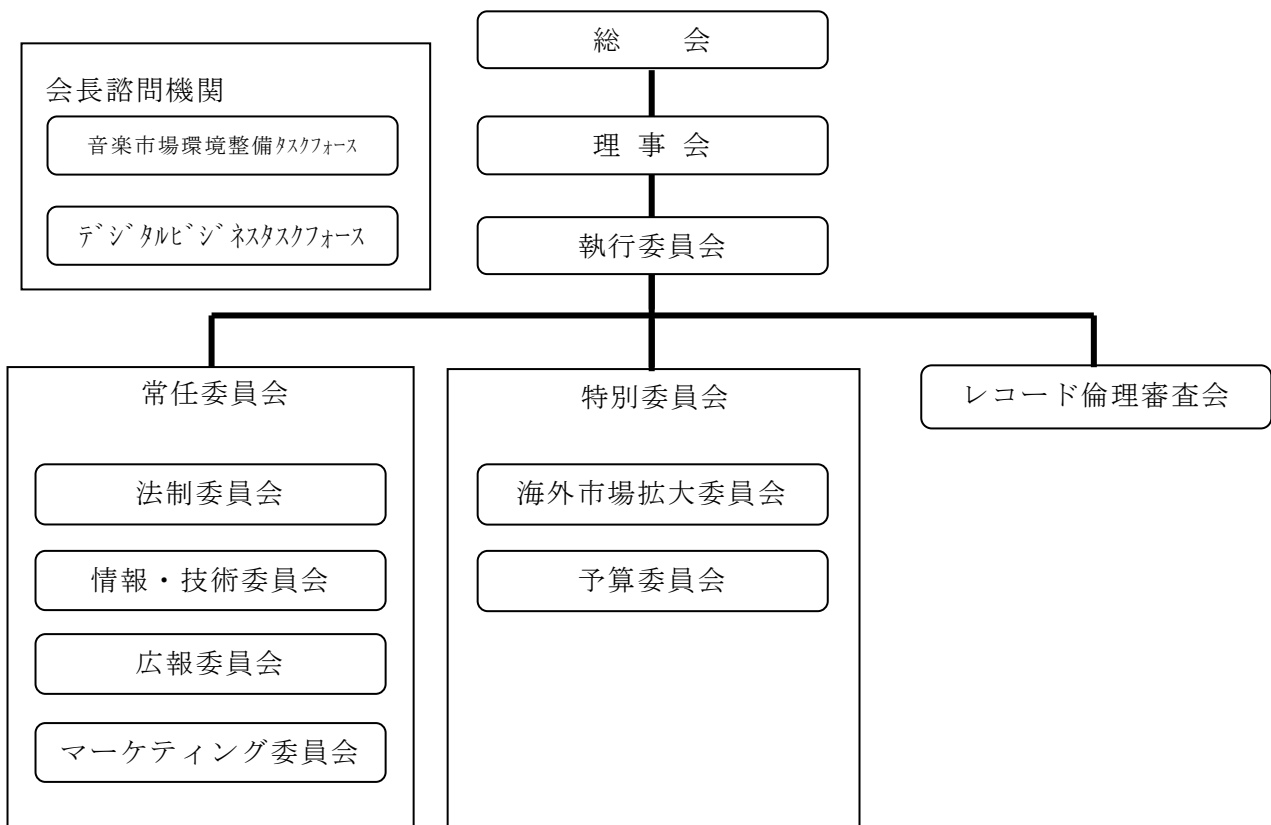
6. 福祉・厚生施設へのレコード寄贈

福祉厚生・療養施設 (児童福祉施設、老人ホーム等) の方々に音楽を楽しんで頂く事を目的として昭和 38 年 (1963 年) から毎年実施しているレコード寄贈を平成 24 年度も継続する。また、東日本大震災の被災地のラジオ局等に対するレコード寄贈も継続する。

7. 会員社業務の集約化 (シェアードサービス)

- (1) 会員社が行う放送局向けの新譜プロモーションについて、サンプル盤の提供よりも効率的な手法を検討するため、オンラインによるプロモーションの有効性を検証する。
- (2) 会員社業務の効率化と負担軽減を図るため、集約化が考えられる業務に関する会員社ニーズを引き続き把握する。

〔運営体制〕



本年度の事業遂行のため、関係諸官庁並びに関係諸団体と常に連絡協調を保持しつつ業務を推進する。

以上